



平成 28 年 11 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社ハピネット
代 表 者 名 代表取締役社長 榎本 誠一
(コード番号 7552 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役執行役員経営本部長
柴田 亨
電 話 番 号 03-3847-0410

訴訟の判決の更生決定に関するお知らせ

平成 28 年 10 月 31 日に公表いたしました当社と株式会社 S R A との訴訟の判決について、平成 28 年 11 月 1 日に東京地方裁判所より下記のとおり判決の更生決定がなされましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決の更生決定がなされた裁判所および年月日
 - (1) 裁判所：東京地方裁判所
 - (2) 判決の更生決定年月日：平成 28 年 11 月 1 日

2. 更生決定の内容
 - (1) 訴訟①（原告：株式会社 S R A 被告：当社）
当社は株式会社 S R A に 2,232 万 5,625 円及びこれに対する商事法定利率年 6% の割合による金員を支払え。
 - (2) 訴訟②（原告：当社 被告：株式会社 S R A）
【更生決定前】
株式会社 S R A は当社に対し、金 7 億 9,032 万 2,500 円及びこれに対する商事法定利率年 6% の割合による金員を支払え。

【更生決定後】
株式会社 S R A は当社に対し、金 8 億 2,232 万 2,500 円及びこれに対する商事法定利率年 6% の割合による金員を支払え。
 - (3) 訴訟費用は 4 分の 3 を株式会社 S R A、4 分の 1 を当社の負担とする。

以 上